千葉市生産緑地地区指定基準

令和元年９月２４日
最終改正：令和２年６月３日

（趣旨）

第１条　生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条に基づき、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次により、生産緑地地区の指定を行うものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（１）「農地等」とは、現に農業の用に供されている農地（高度化施設用地を含む。）若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼をいい、これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林漁業の用に供されている農業用道路、農業用水路及び生産緑地法第８条において許容される施設の立地する土地を含む。

（２）「一団のものの区域」とは、原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域であり、既に指定されている生産緑地又は他の所有者の農地等と合わせて一団を形成している区域を含む。ただし、道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。）が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等として取り扱うことができるものとする。この場合、介在する道路、水路等は生産緑地地区の区域には含まないものとし、小規模として取り扱う道路、水路等の幅員規模としては、６ｍ程度を上限とする。

（指定要件）

第３条 市街化区域内にある農地等で一団のものの区域のうち、生産緑地法第３条各項及び千葉市生産緑地の区域規模に関する条例に定める要件に該当し、指定の申出があった場合には、生産緑地地区として指定することができる。なお、生産緑地法第３条第１項第１号に定める指定の要件については以下のとおり運用する。

（１）「農林漁業と調和した都市環境の保全」とは市街化区域農地の持つ緑地機能の高まりにこたえ、農地等を農地等として計画的に保全し活用していくことが合理的な土地利用の確立に資することから、同号の「良好な生活環境の確保」の例示として規定したものであり、その積極的・計画的な保全を図るよう生産緑地地区を定める。

（２）「公共施設の敷地のように供する土地として適しているもの」とは、公共施設等の敷地

とすることができる土地を広く意味するものであり、公共施設等の予定地としてあらかじめ保全する必要がある土地のみに限定する趣旨でない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する農地等については、生産緑地地区として指定を行わないものとする。

(1)都市計画法第59条の許可又は承認を受けた都市計画施設（道路・河川・公園等）の区域内の農地等

(2)農地法第４条第１項７号又は第５条第１項第６号の規定による届出が行われている農地等（生産緑地法第８条において許容される施設に転用される場合を除く）

附則

（１）この基準は令和元年９月２４日から施行する。

（２）生産緑地地区の追加指定に関する指定基準（平成8年3月25日施行平成14年5月2日改正）は廃止する。

附則

この基準は令和２年６月３日から施行する。